

## 審議会等の市民委員の公募について

## 審議会等とは

市の事務又は事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された審議、審査、調査又は調停を行う審議会、審議会等 【川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第2条】

## 審議会等の類型

## 策定・検討型

計画、条例の素案づくりや特定の事案について検討を行う。  
例) 地域福祉計画策定委員会、都市型コミュニティ検討委員会 など

## 事業推進型

計画策定後の事業推進や公共施設（市民館等）の事業運営を審議する。  
例) 多摩川プラン推進会議、教育文化会館運営審議会 など

## その他

関係機関、団体などのネットワーク構築や情報共有等。  
例) 防災協力連絡会、学校警察連絡協議会 など

## 条例、要綱等における公募委員の規定

## 自治基本条例

審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。【第29条】

## 附属機関等の設置等に関する要綱

【附属機関の設置】…効率的運営、委員数、設置期限など  
【委員の選任】…幅広い人選、女性登用など  
【委員の公募】…公募の努力義務

## 川崎市附属機関等の委員公募実施指針

【公募制の対象】…委員数の2割以上  
【申込者の資格】…年齢、居住、他附属機関との重複など  
【公募方法】…市政だよりへの掲載など広く周知  
【選考方法】…書類選考、抽選など

## 川崎市における公募の状況

## (1) 審議会等における公募委員の就任状況【各年7月1日基準】

	審議会等の 総数	公募委員を含む 審議会の数	公募委員の割合が 2割未満の審議会数
平成19年	210	62	29
平成20年	233	73	32

## (2) 公募委員が入っていない審議会等の理由

- ・法律で定められているもの  
例) 土地利用審査会、児童福祉審議会、介護認定審査会、開発審査会 など
- ・審議内容の専門性が高いもの  
例) コンビニ安全対策委員会、文化財審議会、耐震改修構造判定委員会 など
- ・委員を公募しても応募者がいないもの

9 川 総 行 推 第 29 号  
9 川 総 人 第 99 号  
平成 9 年 6 月 9 日市長決裁

## 附属機関等の設置等に関する要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、市長の附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）の設置等について、準拠すべき基本的事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置するものをいう。

2 この要綱において、「協議会等」とは、法律又は条例の規定に基づかず、専門知識の導入、利害の調整、市政に対する市民意見の反映等を目的として、要綱等により設置するものをいう。ただし、次に掲げる「協議会等」については、除外するものとする。

- (1) 市職員のみを構成員としたもの
- (2) 自治体、関係機関等の団体が構成員となり組織され、会員の会費により運営されている協議会等で、市の機関内部に事務局が置かれているもの
- (3) 協議会等の運営を市民が主体となっていて行っている市民（住民）組織的な性格を有するもので、協議会等の事務局のみが市の機関内部に置かれているもの
- (4) その他この要綱の対象とすることが不適当なもの

( 附属機関等の設置 )

第 3 条 附属機関等の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関等の所掌事務は、設置目的及び審議事項が類似する附属機関等の設置を防ぐため、できるだけ広範囲のものとし、その運営に当たっては、分科会又は部会を設置して弾力的、機能的な運営を図るものとする。
- (2) 附属機関等の設置については、行政の簡素・効率化、行政責任の明確化の見地から真に必要なものに限るものとする。
- (3) 附属機関等の委員の数は、20 人以内とする。ただし、法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがあるなど特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 臨時的な附属機関等については、設置期限を明示するものとする。
- (5) 協議会等の設置の際には、その名称には、審議会、審査会、調査会など附属機関と紛らわしい表現は用いないものとする。

( 附属機関等の委員の選任 )

第 4 条 附属機関等の委員の選任については、当該附属機関等の設置目的を踏まえて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任するものとする。
- (2) 女性の登用については、「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」(平成 2 年 6 月 1 日施行)によるものとする。
- (3) 市職員は、法令に定めがある場合及び附属機関等の性質に照らしやむを得ない場合を除き、委員に選任しないものとする。
- (4) 市退職職員は、当該附属機関等の所掌事務に密接な関連を有する団体

を代表する者など特別な事情があると認められる場合を除き、委員に選任しないものとする。

(5) 市議会議員は、法令に定めがあるなど特別な事情があると認められる場合を除き、委員に選任しないものとする。

(6) 委員の在任期間は、委員就任時において通算して10年を超えないものとする。

(7) 同一人を委員として選任できる機関の数は、5機関までとする。

2 前項第6号及び第7号の規定については、委員に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しないことができる。

(1) 当該附属機関等の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者及びこれらに準ずると認められる者である場合

(2) 専門的な知識、経験を有する者が他に得られない場合など特別な事情があると認められる場合

(委員の公募)

第5条 附属機関等の委員を選任する際には、その設置目的、審議内容等を勘案した上で、公募により選任された委員が含まれるよう努めるものとする。

(附属機関等の見直し)

第6条 既に設置されている附属機関等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

(1) 目的が既に達成されているもの

(2) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により著しく役割が低下してきたもの

(3) 活動が著しく不活発なもの

- (4) 他の行政手段等により代替可能なもの
- (5) 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と類似又は重複しているもの
- (6) その他行政の簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

2 過去 5 年以上委員が任命されていない附属機関等及び設置後 10 年以上経過した附属機関等については、前項に掲げる視点に照らし、その必要性を再検討するものとする。

( 調整事項 )

第 7 条 各局(室)区(以下「局」という。)庶務担当課長は、当該局の附属機関等の設置等に関し、次の事項の調整を行うものとする。

- (1) 設置、廃止及び統合に関すること。
- (2) 委員の選任に関すること。

2 各局長は、新たに附属機関等を設置する場合又は既に設置されている附属機関等を廃止若しくは統合する場合には、行財政改革室を經由して総務局長に協議するものとする。

( 雑則 )

第 8 条 地方自治法第 174 条の規定に基づき、川崎市専門委員設置規則により設置されている専門委員についても、この要綱の趣旨にのっとり、適正な運用を図るよう努めるものとする。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 第4条及び第5条の適用については、附属機関等の委員の改選時から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

9 川 総 行 推 第 6 0 号  
9 川 総 人 第 1 8 6 号  
平成 9 年 7 月 23 日 市 長 決 裁

## 川崎市附属機関等の委員公募実施指針

### ( 目的 )

第 1 条 この指針は、附属機関等の設置等に関する要綱（9 川総行推第 29 号・9 川総人第 99 号。以下「要綱」という。）第 5 条に規定する附属機関等の委員の公募制の導入に当たり、当該委員の公募方法等について、附属機関等を所管する各局（室）区（以下「所管局」という。）の準拠すべき必要な事項を定めることを目的とする。

### ( 公募制の対象となる附属機関等 )

第 2 条 委員の公募制の導入は、附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）の委員の構成として、市民又は市民代表（団体の代表者を委員とすることを予定しているものを除く。以下同じ。）と定めるものを対象とする。

2 公募により選任する委員の人数は、附属機関等委員数の 2 割以上となるように努めるものとする。

### ( 申込者の資格 )

第 3 条 委員の公募に申し込むことができる者の資格を次のとおり定めるものとする。

(1) 原則として年齢 20 歳以上の者

(2) 原則として本市に引き続き 1 年以上居住している者

- (3) 本市の附属機関等の委員となっていない者
- (4) 市職員でない者。ただし、市退職職員は申し込むことができる。
- (5) その他必要と認める事項

( 公募方法等 )

第 4 条 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について市政だよりへの掲載、掲示その他広報媒体を利用する等の方法により広く周知を行うものとする。

- (1) 附属機関等の名称、設置目的及び所掌事務
- (2) 申込者の資格
- (3) 公募人数
- (4) 選任の時期及び任期
- (5) 申込方法及び申込期限
- (6) 選考方法
- (7) 小論文のテーマ
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要と認める事項

2 前項の市政だよりへの掲載等は、申込期限までに適当な時間的な余裕をもって行うものとする。

( 申込書等 )

第 5 条 申し込もうとする者から原則として市販の罫紙、便せん等の用紙に次に掲げる事項を記載したもの（様式は、自由とする。以下「申込書」という。）に小論文（800 字程度のもの）を添付して提出してもらおうものとする。

- (1) 申し込む附属機関等の名称



- (2) 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
  - (3) 現在の職業
  - (4) 市民となった日
  - (5) 職歴（主なもの）
  - (6) 活動経験（福祉、環境等のボランティア活動、青少年等の団体等での活動、市政モニター等の主な活動経験）
  - (7) 申し込んだ理由（簡潔に記載したもの）
- 2 申込書及び小論文は、返却しないものとする。

（選考の方法等）

第 6 条 委員の選考は、申込書及び小論文による書類選考、抽選等により行う。

- 2 前項の選考は、所管局に設置する選考委員会をもって行うものとする。
- 3 選考の結果について、当該申し込んだ者に通知するものとする。

（特例）

第 7 条 公募を行った場合において、次に掲げるときは、原則として再公募とする。ただし、日程等に余裕がないときは、公募によらないで委員を選任することができる。

- (1) 申込期限までに申込みがなかったとき。
- (2) 申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。
- (3) 前条第 1 項の規定による選考の結果、該当者がなかったとき。
- (4) 申込者数が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。)
- (5) 申込者の一部が申込資格を満たさなかったことにより公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。)

(6) 前条第 1 項の規定による選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。

（状況報告）

第 8 条 所管局の長は、毎年度 1 回、前年度の公募の実施状況について、総務局長に報告するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この指針は、決裁の日（平成 9 年 7 月 23 日）から施行する。

附 則

この指針は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。